

国立大学法人東京医科歯科大学における公益通報 の処理等に関する規則

平成18年6月8日
規則第9号

（趣旨）

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における公益通報の処理、公益通報者の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条に定める役員で、学長、理事及び監事の職に就く者
- (2) 職員 国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第1条に規定する職員（退職者を含む。）
- (3) 労働者 派遣契約その他の契約等に基づき本学の業務に従事する者（退職者を含む。）
- (4) 公益通報 役員、職員又は労働者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本学又は本学の業務に従事する場合における役員、職員その他の者について法令違反行為等の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することであって、法第2条第1項に規定するもの
- (5) 相談 公益通報に関する相談
- (6) 通報者 公益通報及び相談をする者

（公益通報総括責任者）

第3条 本学に、公益通報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 総括責任者は、本学における公益通報の処理及び通報者の保護等に関する事務を総括する。

（公益通報及び相談の方法）

第4条 公益通報及び相談の方法は、文書、電子メール、ファックス、電話及び口頭によるものとする。

2 公益通報及び相談は、原則として実名によるものとするが、匿名によるものも受け付ける。

（公益通報及び相談の窓口）

第5条 本学における公益通報及び相談の窓口（以下「通報窓口」という。）を総務部コンプライアンス課に置き、その事務を処理する。

2 前項の規定に定める通報窓口のほか、外部の機関に通報窓口を置くことができる。

（通報の受付等）

第6条 通報窓口の職員は、公益通報を受けたときは速やかに総括責任者に報告するものとする。ただし、被通報者（その者が法令違反行為等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）が総括責任者の場合は、通報窓口の職員は学長に報告をするものとする。

- 2 前項ただし書に該当する場合は、学長は、総括責任者の職務を学長が指名する者に代行させる。
- 3 通報窓口の職員以外の職員が公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、又は当該通報者に対し通報窓口に公益通報するように助言しなければならない。
- 4 通報窓口の事務を処理する者、かつ、通報者を特定させる事項を伝達される者を、法第11条第1項に規定する従事者（以下「従事者」という。）として定めるものとする。
- 5 前項の規定に定める職員に対しては、個別にその旨を通知する。

（通報の受理等）

第7条 総括責任者は、前条第1項に規定する公益通報に関する報告を受けたときは、当該公益通報の受理又は不受理を決定し、その結果を、学長に報告した後に、当該通報者に通知するものとする。

- 2 総括責任者は、前項の決定をするに当たり、必要に応じて、他の役員又は国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号別表に定める部局長若しくはセンター長（以下「部局等の長」という。）に意見を求めることができる。
- 3 公益通報及び相談の内容が、役員に関係する事案である場合は、学長は、必要に応じて監事と協議の上、適切に対応を行うものとする。ただし、被通報者が学長の場合は、前2項の規定にかかわらず、監事が対応を行うものとする。

（公益通報処理委員会）

第8条 学長は、前条の規定により公益通報を受理した報告を受けた場合は、当該公益通報に関する調査等を行うため、公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 学長は、委員長及び委員を指名し、委員会を招集する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 4 委員の任期は、当該公益通報に関する事案が終了するまでとする。

（調査）

第9条 委員会は、当該公益通報の内容の真否等について速やかに調査するものとする。

- 2 調査は、立ち入り及び関係資料の提出その他調査の実施上必要な行為を求めることにより実施する。
- 3 調査は、事実に基づき公正不偏に実施しなければならない。

（調査への協力義務）

第10条 調査対象者等は、前条第2項の規定により調査の実施上必要な行為を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否することができない。

（学長への報告）

第11条 委員長は、調査の結果を学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告の内容について総括責任者に通知する。

（是正措置等）

- 第12条 学長は、調査の結果必要があると認めるときは、速やかに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部局等の長に対し是正措置等を命じなければならない。
- 2 学長は、前項の是正措置等を講じるに当たり、必要に応じて、委員会又は総括責任者に意見を求めることができる。
- 3 部局等の長は、第1項の規定により是正措置等を命じられたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を学長に報告するものとする。
- 4 学長は、第1項の是正措置等を講じた場合又は前項の報告を受けた場合、その内容等を総括責任者に通知する。

（通知）

- 第13条 総括責任者は、前条第4項の通知を受けた場合、調査結果及び是正結果を、遅滞なく当該通報者に通知しなければならない。ただし、学長が前条の是正措置等の必要がないと認めた場合は、総括責任者は、第11条第2項の通知を受けた後、遅滞なく当該通報者に調査結果を通知しなければならない。
- 2 総括責任者は、前項の通知を行うときは、被通報者（その者が法令違反行為等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。
- 3 匿名による公益通報の場合は、第1項の規定について、この限りでない。

（秘密保持、範囲外共有の防止）

- 第14条 従事者、委員会委員その他公益通報の処理に関与した者は、通報者を特定させる情報及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 通報者を特定させる事項については、必要最小限の範囲を超えて共有しないものとする（以下「範囲外共有」という）。ただし、当該者の承諾がある場合はこの限りではない。
- 3 役員及び職員等は、通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できない等のやむを得ない場合を除き、当該者の探索を行ってはならない。

（解雇の禁止）

- 第15条 法第3条各号に掲げる公益通報又は相談（以下「公益通報等」という。）をしたことを理由として、当該公益通報等をした者の解雇（労働者にあつては、当該契約の解除）を行ってはならない。

（不利益取扱いの禁止）

- 第16条 本学の役員又は職員は、公益通報等をしたことを理由として、当該公益通報等をした者に不利益な取扱いをしてはならない。

（不正を目的とする通報の禁止）

- 第17条 公益通報をする者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

(公益通報以外の通報の処理)

第18条 法別表に掲げるもの以外の法令等(本学の規則等を含む。)に係る通報については、公益通報の例に準じて取り扱うことができる。

(利害関係者の排除)

第19条 公益通報及び相談の内容に自らが関係する者(以下「利害関係者」という)は、当該事項に係る相談、調査、是正措置等の業務に関与してはならないものとする。利害関係者が当該業務に関与していることが明らかになった場合は、直ちに当該利害関係者を他の職員と交代させるものとする。

(教育・周知)

第20条 総括責任者は、役員及び職員等に対し、通報窓口の体制・運営等(範囲外共有、通報者の探索及び不利益取扱いの禁止を含む)について必要な教育・周知を行う。第6条第3項に定める従事者に対しては、通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行うものとする。

2 総括責任者は、役員及び職員等から寄せられる相談窓口の体制・運営等及び不利益取扱いに関する質問・相談に対応するものとする。

(記録・保管)

第21条 通報者の氏名(匿名の場合を除く)、相談の経緯、内容、対応結果等に関する資料は、適切な期間、コンプライアンス課において記録・保管するものとする。

(相談窓口の体制・運営等の評価・点検及び運用実績の開示等)

第22条 総括責任者は、通報窓口の体制・運営等について定期的に評価・点検を実施するとともに、必要に応じて改善を行うものとする。

2 総括責任者は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報窓口に寄せられた公益通報及び相談に関する運用実績の概要を役員及び職員等を開示する。

(実施規定)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年6月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年9月29日規則第48号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成23年4月15日規則第53号)

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成23年7月26日規則第77号)

この規則は、平成23年7月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成26年5月21日規則第39号)

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(令和元年7月1日規則第76号)

この規則は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和４年７月２２日規則第１０６号）

- １ この規則は、令和４年７月２２日から施行し、令和４年６月１日から適用する。
- ２ 改正後の第５条の規定は、令和３年１０月１日から適用する。

附 則（令和５年３月２９日規則第４８号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。